

プレスリリース

本年4月1日に、一部の証明手数料等を改定します

証明手数料を上げるとともに、先行して3月からコンビニ交付を開始

【発表の要旨】

このたび当市では、人件費や物価の高騰などの影響によるコストの上昇により利用者負担額の見直しが必要であると判断し、八幡平市手数料条例の改正により、市の窓口で発行する証明書等の手数料の一部を4月に改定することとしました。

また、新たに、マイナンバーカードを利用した、コンビニエンスストア等での住民票の写しと印鑑登録証明書の発行サービスを3月3日から開始します。

1 発表事項 証明手数料等の一部改定

2 政策内容

- ・住民票の写しや税証明書等の発行に係る手数料を現行の200円から300円に改定する。
- ・新たにマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での住民票の写しと印鑑登録証明書の発行サービスを開始する。

3 改定時期

- ・料金改定
令和7年4月1日（令和7年度）から
- ・コンビニエンスストア等での証明書発行サービスの開始
令和7年3月3日（月）から

4 これまでの経緯と今後の展開

市では合併前から設定している一部の証明書等に係る手数料200円を、長年にわたり据え置いておりましたが、このたび市行政改革推進委員会において、人件費や物価の高騰などの影響によるコストの上昇により利用者負担額の見直しが必要であると判断しました。改定案につきましては令和6年第4回定例会において改正条例案が可決され、令和7年度から一部の証明書等の発行に係る手数料を300円とするものです。

また、コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用した「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の発行サービスを令和7年3月3日から開始しますが、コンビニエンスストア等での交付（コンビニ交付）を促すため、コンビニ交付による証明書の発行手数料については200円とします。

【担当】

○このリリースについて
・企画財政課 行政経営係
課長補佐兼行政経営係長
佐藤 新（内線 1207）

○住民票等及びコンビニ交付について
・市民課
戸籍住民係長
館柳 佳子（内線 1064）

○税証明について
・税務課
課長補佐
佐々木 洋美（内線 1135）

※ 1 改定する証明手数料等

No.	対象となる証明書等	現行	改定後	担当課
1	身分及び住所に関する証明書	200円	300円	市民課
2	住民票の除票の写し	200円	300円	市民課
3	住民票の写し ※ 2	200円	300円	市民課
4	住民票記載事項証明書	200円	300円	市民課
5	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	200円	300円	市民課
6	戸籍の附票、戸籍の附票の除票の写し	200円	300円	市民課
7	印鑑登録証明書 ※ 2	200円	300円	市民課
8	印鑑登録証の交付	200円	300円	市民課
9	納税証明書	200円	300円	税務課
10	租税その他公課金に関する証明書	200円	300円	税務課
11	土地、建物その他資産に関する証明書	200円	300円	税務課
12	公簿・公文書または図面の閲覧	200円	300円	税務課・農業委員会
13	公簿・公文書の謄本、抄本、図面の写し	200円	300円	税務課・農業委員会

※ 2 コンビニエンスストア等で発行できる証明書の手数料

No.	対象となる証明書等	手数料	担当課
1	住民票の写し	200円	市民課
2	印鑑登録証明書	200円	市民課